

令和4年6月29日

田原本町地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>田原本町において、以前は近鉄橿原線、田原本線に加えて、奈良交通の路線バスが運行されていたが2017年を最後にすべての路線バスが廃止されており、町内には交通空白地域が広く存在している。</p> <p>その中で通常タクシー初乗り運賃を助成するタワラモトンタクシー助成制度を導入しており、病院への通院、買い物等における手段として高齢者を中心に、生活において必要不可欠な交通として機能している。</p> <p>また、制度の持続性の担保と財源の有効な活用という視点を踏まえて、タクシー利用券を必要とする人たちに適切なサービスが提供されるための運用改善策が必要であるため、地域公共交通確保維持事業を活用すること等により、タワラモトンタクシー利用料金助成制度を健全な形で維持することで、住民の生活交通手段を存続させていく。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
<p>タワラモトンタクシーの年間利用者数：3,100人 タワラモトンタクシーにおける公的負担額：24,000千円 タワラモトンタクシーの満足度：現況以上（直近の実績45.9%）</p> <p>（田原本町地域公共交通計画 P49 参照）</p>
(2) 事業の効果
<p>タワラモトンタクシー助成制度を維持することにより、高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。</p>
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
<ul style="list-style-type: none"> ・タワラモトンタクシー助成制度の利用内容の見直しを行う ・制度を周知するために広報誌やホームページ等を使った情報提供を行う <p>実施主体：田原本町 （田原本町地域公共交通計画 P38, P48 参照）</p>
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
<p>表1を添付</p>
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業において利用者負担の軽減を図り、運賃総額のうち基本料金相当分を町が利用者に対し負担する。

R5 年度事業においては 2400 万円を費用総額として見込んでいる。

【参考】

R1 負担額 約 2,200 万円

R2 負担額 約 1,900 万円

R3 負担額 約 2,100 万円

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

- ・利用者アンケートや決算数値等
- ・利用者数や財政負担、満足度について、指標によるモニタリング、評価を実施

7. 別表 1 の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

【地域内フィーダー系統のみ】

表 5 を添付。

11. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

※該当なし

(2) 事業の効果

※該当なし

13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費

用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年5月27日（第25回） 交通アンケートの分析結果について ・令和3年9月30日（第26回） タワラモトタクシー助成制度の見直しについて ・令和3年12月20日（第27回） 田原本町地域公共交通計画について ・令和4年2月18日（第28回） パブリックコメントの実施について ・令和4年3月24日（第29回） パブリックコメントの結果について ・令和4年5月19日（第30回） 交通不便地域の指定申請について ・令和4年6月24日（第31回） 地域内フィーダー系統確保維持事業計画認定申請について ・令和5年11月30日（第39回） 地域公共交通計画の変更について報告・協議
19. 利用者等の意見の反映状況
<ul style="list-style-type: none"> ・町民2,000名を対象に公共交通アンケート調査を実施（令和3年1月） ・地域公共交通計画についてパブリックコメントの募集（令和4年2月）

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 奈良県磯城郡田原本町 890-1

(所 属) 田原本町企画財政課

(氏 名) 太田 勝也

(電 話) 0744-34-2083

(e-mail) seisaku@town.tawaramoto.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。